

# 広文協通信

第7号

2005年5月

自治体における公文書等の保存と管理

広島県市町村公文書等  
保存活用連絡協議会

広文協では岡山県の合併時公文書保存の実践に学ぼうと、今年の2月25日に岡山県総務学事課の定兼学氏と瀬戸内市教育委員会の村上岳氏を招き研修会を開催しました。旧邑久町の村上岳氏の取組みは、総務課中心の庁内体制としかるべき「人」がいれば公文書保存が実現できることを示すとともに、県のサポートや選別マニュアルの大切さも教えられました。また定兼氏の講演からは今の記録資料を残すという「情熱」と自治体を説得する果敢な行動力の大切さを学びました。学識に裏付けられた選別試案も大変有用でした。この記録は、平成16年度広文協第2回研修会（於広島県立文書館研修室）での講演のうち村上氏のもを講師の了解を得て要約したものです。



## 市町村合併時の公文書保存作業について

——岡山県旧邑久町の実践から——

岡山県瀬戸内市教育委員会 村上 岳<sup>たかし</sup>

はじめに

平成16年11月1日に邑久郡3町が合併して瀬戸内市になりました。邑久郡は岡山県の南部にありまして南北に牛窓町・邑久町・長船町という三つの町が並んでいます。邑久町は人口が一番多く、真中に位置しているということもあり、役場庁舎が合併後の瀬戸内市の本庁舎になりました。したがって邑久町に中心的な機能が集中してきます。それが今回の公文書・古文書の廃棄・保存ということに関係してきます。

邑久町は人口2万人ほどの町で、昭和27年に町制を敷き町制50年を少し前に迎えました。邑久郡3町は交流が盛んで地域的なまとまりもあり岡山県内では比較的早くから合併協議が行われました。平成14年8月の法定合併協議会から、比較的順調に合併準備を行ってきましたが、平成15年10月に長船町住民投票で反対多数となり合併協議会は休止、翌年2月の長船町長の合併推進表明から合併協議会が再開しました。平成16年3月に合併協定書に調印、その後各町議会で承認するという流れがありました。そういうごたごたもあり、平成16年3月まで合併が最終的にどうなるかわからないという状況がありまして、進めた準備も一

旦止まってしまいました。邑久町役場でもあわてて合併の準備を始め、11月1日の合併への準備は慌しいものになりました。そういう中での公文書の廃棄保存作業でした。

私とその作業に関わったのは、邑久町史の編さん事業の担当で、その専任であったためです。それは今回の作業を比較的スムーズに進めることが出来た要因でもあります。その公文書保存作業を行わなければならない事情というのは、邑久町役場が新市の本庁舎になるということが決まっております（平成15年1月決定）、その時点で他の2町から文書も人も集中してくるということがわかっていたからです。現在の邑久町役場ではまかない切れないので、事務所スペース及び文書収納スペースを確保するため、直ちに役場庁舎改修計画が進められました。その中心が別棟の2階にある雑品庫の改修で、ここには現用でない色んなものが入っており、別棟の2階には町史編さん室も入っていました。その雑品庫の改修は町史編さん室の移転も意味しており、数ヶ月の間は戦争状態という感じになりました。ともかく雑品庫のスペースを改修するという事は大量の公文書を廃棄するという危険があり、で

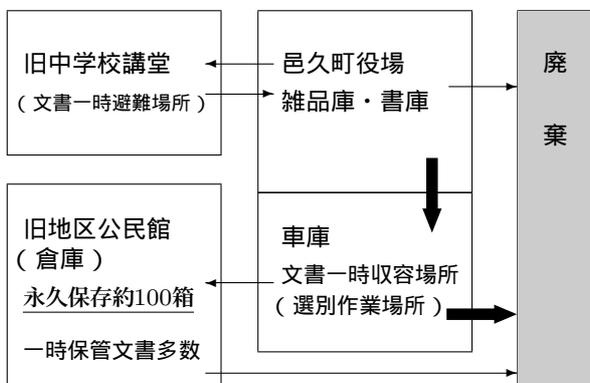
はどうするかという事態になったわけです。

### 1 公文書保存作業の経過

合併協議中断前の平成15年9月に、合併時に公文書を簡単に廃棄してはいけないということを、岡山県総務学事課文書館整備推進班の2人(在間氏、定兼氏)が来てお話されました。邑久町は総務課の3名と企画振興課の私が同席しました。そのときに保存作業に当たっての試案が、県から具体的に提示されました。それがありませんでしたので邑久町総務課としても最大限努力しましょう、と答えました。ただし誰が選別・保存作業をするのが問題になりまして、そこで私が呼ばれたわけです。

県の方からのお話により総務課として前向きに考えるということ、選別作業を私が担当するということが決められました。その後合併協議が一旦とまったのでどういう手順でやるかは相談せずにいました。動き出したのは合併が事実上決まった平成16年3月末からです。4月にはいって合併準備全般をばたばたと決めたのですが、スケジュールを逆算すると雑品庫等の改修工事を6月くらいには始めなくてはならないし、それまでに急いで雑品庫の整理をして中のものを移動しなくてはならないのです。総務課から各課に整理の指示が出ました。雑品庫・書庫・旧地区公民館倉庫の書類等の移動並びに整理について というものです。雑品庫は公文書その他が保存され、書庫は主に現用の公文書を置き、また旧地区公民館倉庫は他の雑多なものを保管する倉庫として使っていました。当面この三箇所が問題になるということで、その書類の移動指示がなされたわけです。

こういう指示が出され急に各課でばたばたと整理作業が、廃棄も含めて始まりました。



公文書の保存と廃棄の流れ(模式図)

具体的な作業の流れですが、まず旧地区公民館にある公文書の選別収集をやりました。というのも後でこの旧地区公民館倉庫が選別した公文書の保管場所にな

るからです。ここには色んなものがごちゃごちゃに置かれていました。逆に地区公民館倉庫にあるものというのは整理を始めた段階で最初に廃棄されるであろうものが多かったということです。だからこそ、そこから先ず最低限のものを選び、整理して、ここは永久保存のものを置くというスペースを作りました。全部残せばいいのですが、なかなか現実的にはそうはいかないという判断で、先に残すべきものを除けて、残りは各課で判断する、ということでこの地区公民館の公文書は整理をしました。

その次に行ったのがいよいよ役場の雑品庫・書庫の整理ですが、基本的には役場の担当課がまず要るものと要らないものを判断することにして、合併後も必要になってくるといふものについて、いったん旧中学校の講堂、これも非常に古い建物でそれまでは公民館の所属サークルに貸し出していたスペースなんです、一時的にこちらに置きましょうということで整理を始めました。

各課で要らないと判断したものは車庫に一旦集めましょうという話になりました。この作業が一番メインになるのですが、4月から5月20日までの間に合併にむけてのいろいろな擦り合わせや準備がある中で、休みなどを利用してそういう書類の整理をしたわけです。断続的に各課が入れ替わり立ち替わり作業をしました。車庫は、中型バスのものだったんですけども、一旦集めたものから私が選別作業をするということでしたので、一応屋根のあるところで、公用バスを移動してスペースを作り、各課の要らないと判断したものを全部集めました。集められた時点では廃棄が前提となっています。この一連の流れを総務課からの指示で行ったわけです。その車庫に集められたものを私が全部見まして、これは要るといふものを全部箱詰めにして、最終的には旧地区公民館倉庫まで移動するという作業をしました。

割合としては保存できたものはそんなに多くありません。ただ、現実的に残せる量も限られているので、その時に出来る範囲で作業をしたということです。何ともいえない気持ちで廃棄される文書を見送りました。

何を残したかについては後で触れるとして、邑久町は町史編さん事業を先行して行っておりましたので、旧村の史料は町史編さん事業の中で収集していました。旧村、あるいは邑久町町制施行直後という時期の史料はすでに相当少なかったのです。最終的に今回の作業で収集したものは約100箱だったのですが、100

箱という量は積みあげてみるとそれほどの量ではない。すでに町史編さん事業である程度古いものは収集していたこともあるのですが、もう一つ、邑久町という所は平野部が低いところに在りまして、何度も水害に遭っています。邑久町の役場庁舎も水害で浸かっておりまして、かなり意識的に残さないと文書が残らないという事情がありました。ですから古いものはあまり多くはなかったというのが現実です。

作業日程ですが、平成16年の4月から始まりまして、実際に全ての作業を5月20日までに終わり、6月から改修工事に入るというスケジュールで進みました。雑品庫・書庫の整理は各課の整理が行われた後、それについてすぐ私の方が作業をするという形で流れました。これは何日にどこの課が整理をするという予定を立てて進められたわけではないので、もうとにかく気が付いたら何課の整理が行われた、もう車庫の方に大量の文書が運び込まれたというような状態でして、それを追っかけるような形で作業をしたわけです。途中から、いったん山積みされたものをひっくり返して選別作業するのがしんどくなりまして、先に各課が整理している現場に行って、「これは廃棄するものですか」というような話をしながら「それはこちらでいただきます」というような形で、これはどういう資料なのかというような話もしながらその場で選別も同時に進めていくということもしました。

合併のスケジュールが厳しかったものですから、2ヶ月の間各課は非常に殺気立っていたということで、作業を止めるようなことは言い辛いというようなことがあったわけです。まあ幸い私が町史編さん事業を持っていることがわかっていましたので、その目的でも文書を保存しなくてはならないということ話をしながら、各課が整理している現場に立ち入っていったということです。まさに「短期決戦」で迷っている暇はありませんでした。さらに休んでいる暇は無く、かなり体力勝負というところが強かったと思います。そのころゴールデンウィークもありましたが休日返上で保存作業にあたりました。それでも100箱程度ですから終わってみればたいしたことは無かったんだなあとと思うところもあるのです。

## 2 選別の内容

次に何を残したのかということについて話したいと思います。今回は方式として廃棄される予定のものからこちらが拾い上げて選別保存するというようなことでした。本来ならば、あまり選ばずに出来るだけたくさんものを残すということが原則だと思うのです

が、放っておけば全部廃棄されるため、それをどこかにそのまま置いておくスペースが取れないという中で、今回はそういう方式を選択したわけです。そのなかで参考にさせてもらったのが県の試案です。その中に昭和47年以前のものはすべて保存しておくというものがありまして、30年経過しているものはまず確実に残す、というのが一点。今回邑久町では昭和50年以前のもは全て残すということにしましたが、それでもあまり多くはなかった。その中でたまたまなんです農業委員会の資料が全て残されていた。これが昭和20年代からまとまっております、役場の職員が廃棄できずにいたため残されていた。今回どうしようかということで、こちらに一旦預かりましようということになりました。それから傷痕軍人のものが残されていた。その他昭和30年代の簡易水道の文書とかもまとまって残っていた。あげればいくつもあります、そういうものをいくつか選んで残していった。

次に昭和50年以後のものについて具体的に選ぶということをしなくてはならないわけです。これが一番難しいところだったんです。これは当然重要施策・事業に関する文書というものにまず目をつけていかななくてはならないということです。具体的には、まず議会の関係ですが、議会事務局では基本的な公文書は永久保存文書として残してきているのでそれ以外の文書になるのですが、意外とぼろぼろ出てきました。振興計画とか総合計画とかそういう基本的な町の政策に関わるものなどでそれらを見つけたら残すということをしました。邑久町の歴史の中で特徴付けられる事業というのはいくつありますが、JR赤穂線が通っておりまして、これが町の中を通るのは昭和37年ですが、それを整備する事業に関するものがまとまってありました。

それから有料道路が一本通っておりまして、今は無料になりましたが、岡山ブルーラインといいます。当初は東備前から西播磨という岡山県の東部から兵庫県の西部を結ぶ有料道路の計画でした。ただし最終的には岡山県内でとまってしまって兵庫県までつながりませでした。これも昭和50年前後にかけて整備されたのですが、こういうものについてもまとまってありましたからこれも残しました。それから、塩田というのがあります。邑久町の東部は瀬戸内海に面しておりまして、昭和30年代に一時期塩田を作りまして塩を生産しています。塩の生産そのものはその後イオン交換式の化学製法になりましたので塩田は必要なくなったのですが、湾を締め切って塩田を造成するという大事業

が行われました。これもまとまってありました。それから、邑久町の最近の施策で結婚対策というのがありまして、これも合併の少し前にやめてしまったんですけれども、若者の定住対策・結婚対策ということでお見合いパーティーなんかも行ったりしていました。これも面白いと思って意識的に残しました。

あとは産業振興に関するものですが、邑久町は西部に広い平地がありましてこちらは米が中心です。東のほうは瀬戸内海に面してましてこちらは漁業が中心です。漁業も牡蠣養殖が盛んでしてこれも意識的に残しました。その他それぞれの分野について、目配りしながら、ある分野について穴があかないように行いました。

あとは災害関係ですね。邑久町では特に水害関係ですが、比較的最近では昭和51年と平成2年に大きな水害がありました。昭和51年の水害についてはかなりまとまって関係資料がありまして、それは段ボールがどうも水にぬれていたとわかる跡が残っている資料でした。これらは邑久町の歴史に欠かせないだろうということで意識的に残しました。それから同和対策事業ですね。町内にいわゆる同和地区というものがあまして、それに関する事業がいろいろありましたのでそれも意識的に残しました。あと教育委員会関係もいろいろありますけれども、学校給食で「O157」の食中毒が発生したのが平成8年でして、O157という大腸菌が問題になって初めて全国的に認識されたのは邑久町の事例が最初だったんです。このときの給食の調理場関係の文書は、これは多分担当者も意識的に残したと思われるんですけど、別に保管されていました。これは確実に残さなければならぬということでこちらのほうで残したということです。

あとはいわゆる公文書とは別の刊行物とか一時的な印刷物とか、新しいものを作ると捨ててしまうというものを残しました。すでにその時点で残っていないものも多かったんですけれども、今の時点で残っているものは全て残しましょうと。それと写真ですね。広報誌を毎月発行しておりますけれども、その写真は古いものも整理されないうまに残っています。そういうものも含め、とにかく写真は全て残すということで作業をしました。

選別収集で意識したことは①昭和50年以前のもの基本的には全て残す、②邑久町に特徴的なものは残す、これは作業前に年表などを眺めて、私は町史編さんを担当していましたので主なことは頭に入っていますが、意識的に何を残したらいいか考えながら、年

表を見るということをやりました。それから対象としては、そこに限るという訳ではありませんが、③総務課、企画振興課、産業関係では産業振興課を重点的に見たように思います。これは結果的に、ということでもありましたが、そういうところが重点的になったと思います。もっと他の先行事例をきちんと勉強してやればよかったですでしょうけれど、いざやってみなければ分からないこともありますし、スピード勝負みたいなところもありまして、体系立ったものではない状態で作業をしました。岡山県の試案に沿ってやってみたわけですが、かなり出てきたものに当たって見て、というところも多かったように思います。

### 3 成果と反省

最後に成果と反省を述べます。成果として、①まず体制作りが一応出来たということです。それは県のほうから総務課のほうに働きかけがあって、総務課のほうから前向きに取り組んで全庁舎的に対応したということです。今回選別するというのでしたので、町史編さん室の私が担当しましたが、そういう体制が比較的早い段階で出来たということにはよかったですと思います。県の方から働きかけがあり、総務課長が意欲をもって対応しますということになったのが良かったと思います。全庁舎的に対応しようと思うとそういうところから指示がないと難しいと思いました。例えば、古いものを残すんだから教育委員会が担当すればいいだろうということにすると、教育委員会任せになって、現実的に全庁舎的な対応は難しかったのではないかという気がします。②さらに言えば、選別作業にある程度専任できる人間がいれば話が早い。とにかく合併準備にみんなてんやわんやですから、そういう煩わしい作業を誰かがしなくてはならないとなると、それをやる職員がいれば話は早いということになります。③それから各課の整理現場に立ち会うことによって、各課の職員も少し意識をするようになった、特に年代の古いものについては分り易いこともあり各課から情報が寄せられるようになりました。③それととにかく100箱程度残せたということです。また邑久町は県内で比較的合併が早く進んだところでした。その邑久町で残したという前例を作れたというのは意味があったかなと思います。まあ「とにかく、やって見た」というところでしょうか。

最後に反省と課題ですが、①昭和50年以後の文書について、選別をするうえで出来るだけ具体的なマニュアルが必要ではないかと思います。一応岡山県の試案はありましたが、誰もが分るマニュアルがやはり

必要ではないかと思います。②それと指示が不徹底になる。なぜ車庫に公文書を集めているのか、公文書を残しているということを理解してもらうように、作業をしている所で具体的な働きかけをするということが大切だと思います。③今回3町対等合併だったんですけれども、今回の作業で他町との協力がほとんど出来なかった。文化財関係の職員も知っているのですけれども、特に協力はできませんでした。合併後支所になる町の立場と本庁になる町との事情は違わせて、本庁は短期間に処分してしまわなければいけないけれども、支所になる町は当面において置けばいいということで、対応策が違ってきました。それが100箱程度に終わった理由になるのかもしれませんが。スペースの融通とかそういう協力ができれば良かったかなあとと思います。④それから選別作業をする場合、ある程度専門職員が居ればいいですけれども、居ない場合は課題になると思います。⑤また100箱は残しましたけれども、日常的に廃棄するシステムに対しては収集システムが全く出来ていません。これを機に整えていかななくてはならないだろうなと思っています。⑥それから本務としては町史編さん事業を持っています。さし当たって残した100箱というものの整理がその後全く出来ていない。日常的な管理も出来ていない。実は環境もあまり良くない。今後確実に残していくためには継続的にそれを管理する体制を作る必要があります。

まあとにかくやって見たという状況であり、とりあえず100箱をよけておけば廃棄されることはないだろうという程度なわけです。そのほかにも担当課が残しておこうかというものや倉庫の中に未整理のまま廃棄のほうへ回らなかったけれどもそのまま残っているものもあります。これはその後廃棄される危険が十分あるわけで、そういったものを含めて今後も収集保存する体制が必要です。まだまだこれから課題山積だと思っています。

以上で邑久町の実践報告を終わらせていただきます。ありがとうございました(拍手)

(次に参加者の感想をいくつか紹介します。)

参加記① 海田町総務課庶務係長 丹羽 勤

私は公務員となって以来、公文書は規程に沿い管理して保存年限を経過すれば廃棄することこそが適正な文書管理だと考えてきた。確かに文書を単に保管するためには、スペースの確保や所在確認等のために規程に基づき整理や廃棄をすることは有効な管理の手段である。しかし、たとえ保存期間が短期的な文書でも、

また現在価値がないと思われる文書でも、その市町村の歴史を語る上では、後に重要な意味を持つ文書になることがあるということを今回の研修で学んだ。

また、岡山県文書館整備推進班定兼氏の歴史的資料の収集に対する情熱や県立記録資料館建設に対する思いを聞くと、自分自身も公文書保存についての認識を改め、真剣に今後の公文書保存の在り方について検討していく必要があると感じる。講義の中で使用された県の選別収集基準の資料は大変参考となった。是非とも活用したいと考えている。

参加記② 福山市総務課文書法規担当 坂本正文

旧邑久町村上氏の講演では、保存文書の選別収集において昭和50年頃までは基本的に全て保存する、或いは、邑久町に特徴的なものを意識的に保存するといった取組みがなされ、また、定兼氏の報告でも「目についたら絶対に、必ず全て収集保存したいもの」の中に「昭和47年以前のもの」とあり、時間が歴史的資料を作る側面があることが強調されていた。またイベントに着目する点も共通している。これらから文書管理システムについて考えると電子文書による起案の作成、電子文書へのイベント等の性格付け区分の付与、電子文書の長期全量保存等をまず検討することが望ましいと思われ、文書管理システム構築において今後の方向性が少し明らかになったように思う。

参加記③

廿日市市教育委員会文化スポーツ課 田宮憲明

本市として参考になった事項は主に二つある。一つは、公文書保存作業を適正にかつ効率的に全庁的取組みとするためには、市長部局総務部総務課(文書担当課)を巻き込むことであり、そのために県をうまく活用することである。

次に実際に旗を振る職員の確保である。やはり広文協の講習、または市での研修機会を設け、資質向上を図る必要がある。ただ単に「保存年限がくれば捨てればいい」という考えが支配的な現状を開閉するためには数多くの職員を研修に巻き込まねばならない。そのために広文協の広報活動(広文協通信の増刷、周知)、市での文書管理マニュアルの説明機会の設定を行うのはいかがでしょうかと考えている。

本市は、平成17年11月3日に大野町、宮島町と合併する。前回の佐伯町、吉和村の合併時には「文書は捨てていないがどこにあるかわからない」という状況があり、これは何としても避けたいと思う。合併前に可能な限り文書確認を両町にお願いし、少なくとも所在を明確にして凍結保存を図るのが現実的だと思う。◀

## 備北地域における古文書保存と課題

広島県立文書館文書調査員 高橋孝二

### はじめに

私は、かつて府中市史編さん室の専門員であったが、現在は府中市上下町でガラス工芸の窯を開いている。平成15年度から、比婆郡比和町教育委員会から委託され、同町森脇の鉄穴師、古家真屋敷の発掘とそれに伴う文献調査を行っていたところ、16年度に、県立文書館から文書調査員の委嘱を受けた。中国山地の山間部である比婆郡比和町・高野町・口和町（いずれも現庄原市）などの備北地域で、広島県史編纂室が昭和40年代に行った所在調査について追跡調査し、現在どのように保存されているか調査することがその仕事である。ここでは、これらの調査を通じてわかった資料所蔵者が置かれている現状について報告する。

### 1 古文書・行政文書の利用

私は、利用しないものをどうして保存する必要があるのかという疑問を前々から持っている。古文書にしても、役場に保存されている合併前の行政文書にしても、何かわからないがとりあえず保存しておこうということではいずれはやっかいものになる。県史編さん室の所在調査以来30年間、仕舞いこんだままとまっている場合もある。古文書のなかには、その町村がたどってきた系譜を知ることができるものが必ずあるので、これらを地域で活用していくべきである。行政文書の量は大量に及ぶこともあるが、何でもとっておくという考えで、利用計画・保存計画を作成しないと、知らないうちになくなってしまうということになりかねない。

### 2 個人所蔵古文書の現実

文書調査員として、備北地域で古文書を所蔵されている家を一軒ずつ回って所蔵者からお話を聞いてみた。備北地域は過疎化が進み、多くの場合、古文書の所蔵者は高齢である。保存について大変厳しい状況にあるというのが率直な感想である。後継者がいないため、古文書もいずれは消滅する可能性が高い。古文書は本来の所蔵者の元で保存されることが望ましいが、市町村が所在確認を行い、保存が個人の手に残る場合は、市町村が責任をもって保存する措置を取らないと、恐らく長くはもたないであろう。30年前の所在情報をもとに調査に行くと、すでに空家になっていることがある。近所で尋ねても、移転先さえ分からないと打つ手が無い。最悪の場合、家さえなくなっている

こともあった。寺院が廃寺になり、建物もない場合も1例だけあった。個人所蔵者の場合、過疎地域だけでなく都市周辺でもこのような事例が進行しつつあるのではないだろうか。

古家真屋敷の遺跡調査に関連して、比和町森脇の名越家文書の調査を行ったところ、文書が入った長櫃は鼠の寝床になっており、底は抜け、文書はぐちゃぐちゃになっていた。このため、調査終了後、所蔵者の老夫婦に県立文書館の寄託制度を紹介したところ、親戚と相談して寄託を決めた。山間部では高齢者だけで生計を立てることは困難であり、将来は離れた親族の元に身を寄せる場合が多いと考えられる。市町村合併が進んで職員が減少し、守備範囲も広がって大変であるが、職員は目を行き届かせてほしい。古文書は解読も難しく、面白くなく、汚い。しかし地域集落の原型が形成されてきた頃の資料なので、何としても保存していく必要がある。個人所蔵の古文書には、明治22年以前の戸長役場文書も含まれているので、個人所蔵の古文書が散逸することは、明治前半の公文書もなくなってしまうことなので、ぜひとも考えていただきたい。

### 3 合併直前の市町村史編さん

現在合併を前に、県内各地で市町村史の編さんが進行中である。合併直前の市町村史編さんは意義深いですが、文書調査や目録作成を行っていないのでは残念である。利用できるものだけ抜出し、ほかの文書は目録も作成せず、目さえ通さないというのでは困る。合併直前で、1点ごとの資料目録作成は困難ではあるが、最低限、たとえば段ボール箱何箱という資料の総量、江戸時代、あるいは明治時代が中心である、個人資料が中心などだけでも記録として残していただきたい。また、所蔵者の家が現在どのような状況にあるのか、併せて記録しておけば、いざという場合にも手を打ちやすいのではなからうか。

市町村史の編さん時に、個人所蔵の古文書を借用書も入れないまま借用することがあるが、これが長期間にわたると、貸したはずだが戻っていないなどとトラブルのもとになる。少なくとも、合併までにはきちんと整理して返却する必要がある。そのために口約束ではなく、借用書を必ず入れなければならない。それを怠ると所蔵者に信用がなくなり、誰が行っても門前払いとなる。これは市町村史に限らない。借用者が亡くなり、貸し出した資料が行方不明になる事例が跡を絶たない。

\*これは、平成16年度行政文書・古文書保存管理講習会古文書分科会での報告をまとめたものである。

## 県内外の動向

### ■ 広島大学文書館の開館

平成16年(2004)4月、広島大学が「<sup>ぶんしょかん</sup>広島大学文書館」を設置しました。「文書館」という名の施設を持つ大学は、我が国では京都大学に続いて二番目だそうです。

広島大学文書館には、公文書室と大学史資料室が置かれ、それぞれ大学の事務文書(法人文書)と、大学史に関わる諸資料を取り扱っています。自治体が設立する文書館・公文書館の多くが、役場の公文書と地域の歴史資料を取り扱うのと同様の業務です。昨年11月には設立記念シンポジウムが開催されました。

広島大学文書館 ホームページ  
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/hua/>

### ■ 岡山県立記録資料館

岡山県では今年9月に県立記録資料館が開館することになりました。旧国立岡山病院の建物をリニューアルして設置するもので、新築ではありませんが、JR岡山駅から近く、岡山市内の中心部に位置します。

岡山県では、県史編纂事業が終了後、一旦は具体化した文書館設置計画が白紙に戻されるなど、曲折があったようです。しかし、その間も、総務学事課では、公文書と古文書の収集・整理・公開を行なうなど、実質的に文書館と同様の業務を継続しており、公文書6万点、古文書10万点、図書類5000点の資料を蔵するに至っています。

また、岡山県総務学事課文書館整備推進班は、岡山県内市町村の公文書保存にも力を入れ、精力的に市町村役場を廻って、公文書保存についての啓発と、選別基準づくりを行なっています。その一端は、過日の研修会で定兼学氏に報告をいただきました。

### ■ 与党が公文書保存管理強化に向けて法整備を検討

与党国会議員でつくる「公文書館制度強化推進議員懇談会」が福田康夫前官房長官の呼びかけで発足し、公文書の保存管理のための法整備検討に入ったと伝えられています。

新聞報道によれば、この懇談会が取り組む課題のひとつに、公文書の作成・保存・管理を規定する「文書管理法」の制定があげられています。

## 平成16年度 講習会・研修会報告

昨年度は、行政文書・古文書保存管理講習会(県立文書館と共催)を1回、研修会を2回行った(講習会の概要は「広島県立文書館だより」25号、第1回研修会については『広文協通信』第6号岡本報告を、第2回研修会については本号講演録と参加記をそれぞれ参照のこと)。

- 1 行政文書・古文書保存管理講習会(県立文書館と共催)  
日 時 平成16年11月26日(金)10:00~15:30  
場 所 広島県情報プラザ2階 第一・第二研修室  
出席者 58名(27市町 うち非会員1町、県機関1)

#### 【講演会】〔行政文書・古文書分科会共通〕

「電子化と市町村文書管理の課題～市町村合併を視野に～」 (株)ドキュメント・エンジニアリング研究所  
代表取締役 西村 健

#### 【行政文書分科会】

「安芸高田市の合併と文書管理の課題」

安芸高田市総務課主幹 森川 薫

「合併時における市町村文書選別の課題」

広島県立文書館 副館長 安藤 福平

#### 【古文書分科会】

「備北地域における古文書保存の課題」

県立文書館文書調査員 高橋 孝二

「安芸太田町の『文書館』構想と課題」

安芸太田町教育委員会教育次長 佐々木幸男

#### 2 第1回研修会

日 時 平成16年11月12日(金)13:30~15:30  
場 所 広島市公文書館(広島市中区大手町4丁目1番1号)

講 師 岡本昭子(広島市公文書館歴史資料係主査)

テーマ 広島市公文書館の現状と課題

～新館における公文書館の実務～

参加者 21名(15機関)

#### 3 第2回研修会

日 時 平成17年2月25日(金)13:30~16:00  
場 所 広島県立文書館研修室(広島市中区千田町三丁目7-47)

講 師 村上 岳(瀬戸内市教育委員会社会教育課)

定兼 学(岡山県総務部総務学事課文書館整備推進班)

テーマ 「市町村合併時の公文書廃棄を救う 岡山県邑久町の実践から」

「岡山県における“アーカイブズ”設立と行政文書保存の課題」

参加者 25名(16機関)

平成16年度 第2回役員会議事録

日時 平成16年11月26日(金) 15:30~16:00

場所 県立文書館会議室

【出席者】

理事 天本賢三(県立文書館長) 角屋正法(広島市公文書館長) 津田文夫(呉市史編纂室課長補佐) 小川雅朗(福山市市政情報課長) 阿部晶子\*(三次市総務室主任主事) 六郷 寛(千代田町教育委員会主任) 伊藤勝也(本郷町総務課長)

監事 酒永光志\*(江田島町総務課長)

事務局 安藤・森脇・長沢・数野

\*代理出席

協議(要約)

- 1 公文書保存に向けた広文協の取組み(ガイドライン・研究会)について
  - ・これが一番難しい。セクションごとに残す観点必要。広文協だけでは無理。色々なところの判断基準を集める必要がある。一応のガイドラインがあればその気になる(小川理事)
- 2 来年度に向けて市町村のニーズを汲み上げるための方法について(広文協HP, MLなど)
  - ・HPなどは管理の問題もある。地道な情報交換であればメールがまず活用されるべき(小川理事・事務局)
- 3 予算執行状況について(協議会加盟団体の減少問題も含めて)
  - ・(執行状況を事務局説明)全体の運営経費は減少するが、それなりにやっていく。未加盟市町村に働きかけをするべき。来年の予算編成までに合併市町村は手続きをするよう事務局は連絡すべき(酒永監事代理, 事務局)
- 4 総会に向けての意見について
  - ・電子文書やHPの保存など後世に伝えていく取組みをどこまでできていない。全国的な研究の情報がほしい。公文書保存に市町村の気合が乗るような研修や講演会を企画してほしい。本渡市の安田市長の話など現実にインパクトがあった(六郷・小川理事)
  - ・組織をどうするか。加盟・未加盟の問題についても確認が必要(津田理事)
- 5 その他(11/12広島市公文書館現地研修会報告等)

広島県内の市町合併状況

平成17年に入り,北広島町(芸北・大朝・千代田・豊平各町),三原市(三原市・本郷・久井・大和各町),庄原市(庄原市・西城・東城・口和・高野・比和・総領各町),が新設され,東広島市(東広島市・黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津各町),尾道市(尾道市・御調・向島各町),広島市(広島市・湯来町)が編入合併により新たに誕生した。公文書保存に向けた取組みのいくつかを紹介する。

広島市 広島市は,湯来町各課から担当課に現用文書として引き継がれない文書や旧役場文書などの歴史的価値のある文書を広島市内の庁舎に合併2日前(4月23日)に搬入した。それらは広島市公文書館が選別し,その作業が終わるまで廃棄されない事になっている。

三原市 三原市は合併前に「合併に関する文書管理について」の文書を各所属長宛てに出した。引越し時の文書異動を禁止し,廃棄予定文書については市史編纂室との協議を義務付け,「史料として保存するもの」を同室に引き継ぐ事を求めた。

東広島市 東広島市は,合併前に「合併に伴う引継ぎ文書の管理等について」を各所属長に通知した。町担当課の事務室にある文書は,作成後一年以上経過した文書について東広島市総務課が引継いで管理するものとし,支所書庫で保管することとした(平成17年中に整理)。町の書庫にある文書についても,原則として東広島市総務課が管理するものとし,町の文書主管課に引継がれている文書は支所の書庫でそのまま保管,引継がれていない文書も,平成17年度中に整理を行い支所の書庫で保管することとした。整理内容が今後問題になるが一応凍結保存ができた状態にある。

==== 会員現況(平成17年5月24日現在) ====

会員数 27\*(市14,町12,県1)

\* 合併減33町村,増1市

登録機関(部局)数 61(総務24,教委23,資料館・図書館9,編纂室1,その他4)

ひろぶんきょう  
広文協通信 第7号

2005年5月31日発行

編集・発行 広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47  
広島県立文書館内

TEL(082)245-8444 / FAX(082)245-4541